

登記相談は**予約制**です

甲府地方法務局では、登記申請を予定している皆様からの相談について、予約制をとっています。

登記相談をご希望される方は、事前に電話等でご予約の上、お越しいただきますようお願いいたします。**予約なしに来庁された場合、来庁日当日に相談をお受けできないことがあります。また、予約をキャンセルする場合は、必ず事前に御連絡をお願いします。**

登記相談予約のお問合せ先

《不動産登記の相談》

庁名	電話番号	相談の曜日	所在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス②)	月～金	甲府市丸の内一丁目1番18号(甲府合同庁舎6階)
鵜沢支局	0556-22-0148	金	南巨摩郡富士川町鵜沢2543番地4
大月支局	0554-22-0799	火・水	大月市御太刀二丁目8番10号(大月地方合同庁舎)
韮崎出張所	0551-22-0370	月・木	韮崎市本町四丁目3番2号
吉田出張所	0555-22-0025	水・木	富士吉田市上吉田三丁目9番13号

《会社・法人登記の相談》

庁名	電話番号	相談の曜日	所在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス③)	木・金	甲府市丸の内一丁目1番18号(甲府合同庁舎6階)

* 登記相談の時間帯等の詳細は、相談を希望する法務局にお問い合わせください。

登記相談の利用に当たってのお知らせ

1 相談内容

- 登記申請手続に関する事項
 - * 法律相談や個別の契約内容などの相談はお受けできません。

2 相談対象者

- 登記申請を予定している当事者及びその法定代理人
 - * 上記以外の方は、相談をお断りする場合があります。
 - * 本人確認ができるものの提示を求められることがあります。

3 相談時間

- 1回の相談時間は、20分以内とさせていただきます。

4 持参書類等

- 相談の際には、登記事項証明書等の関係する書類をお持ちください。

5 注意事項

- 相談は、登記申請書の「事前審査（内容の確認）」ではありません。
登記申請書を受付後、登記官の審査による結果、申請書の訂正や添付書類の追加提出が必要になる場合があります。
- 相談は、一般的な申請書の記載方法や必要な添付書類の説明のみをするものです。
個別又は具体的な記載内容の説明は行いません。
- 登記申請書や添付書類は、お客様ご自身で作成していただくこととなります。
相談の担当者は、申請書類等の作成代行はできません。

* 申請書様式（解説つき）は、法務局ホームページをご覧ください。

不動産登記

「<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>」

会社・法人登記

「<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>」



（不動産登記）



（会社・法人登記）

- 司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が業務として代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科されることがあります。

* 司法書士法第73条 土地家屋調査士法第68条

6 その他

- 登記申請書の作成を完了するまでに、数回来庁していただく場合があります。また、登記申請書を提出されて登記が完了するまでにも、数回来庁していただく場合があります。
お時間のないお客様や手続きが難しいと考えられるお客様に対し、司法書士や土地家屋調査士への依頼を検討されることをお勧めすることもあります。

山梨県司法書士会 ☎055-253-6900

山梨県土地家屋調査士会 ☎055-228-1311